

どさんこ・子育て特典制度のご案内

北海道では、市町村とともに、子育て中のお父さんやお母さん、妊娠中の方、そして子どもたちのことをいつも気にかけている地域の商店の方々、親子のふれあいを大切にしたい全道各地の企業・施設の方々と一緒に、社会全体で子育て家庭を応援しています。

どさんこ・子育て特典制度は、妊娠中の方もしくは小学生以下の子どもがいる世帯に特典カードを配付し、子どもと同伴で買い物や施設などを利用する際に、特典カードを提示することで、協賛店舗から様々なサービスを受けられる子育て家庭を支援する取組です。

どさんこ・子育て特典制度のイメージ

道外で利用

遊園地、テーマパーク、
宿泊施設など



道内で利用

小売店、飲食店、クリーニング、
理美容店など



子育て世帯



カード提示により特典GET!



カードの配付

市町村

※協賛店舗によっては、お住まいの市町村内の子育て家庭のみを対象にサービスを提供しているところもあります。

どさんこ・子育て特典カードの全国共通展開が始まります!

平成28年4月から、子育て支援パスポート事業の全国共通展開に参加する41道府県で、どさんこ・子育て特典カードが利用できるようになります。

どさんこ・子育て特典カードを道外の協賛店舗で利用する場合には、全国共通ロゴマーク入りのカードを提示してください。道外でも利用できる協賛店舗には、全国共通ロゴマーク入りのステッカーが店頭などに掲示されていますが、自治体ごとに対象世帯が異なり、利用できない場合がありますので、事前にホームページなどで確認してください。

■参加自治体の子育て支援パスポート事業リンク集 <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/passport.html>

このマークが
目印!

全国共通



特典カードについて

○特典カードの配付対象は？

- 次のいずれかの条件を満たすご家庭に配付しています。
- ・妊娠中の方がいるご家庭
 - ・小学生までの子どもがいるご家庭

○特典カードはどこでもらえるの？

あなたのお住まいの市町村で配付しています。
配付方法は、市町村によって異なりますので、詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

○特典カードを受け取ったら？

カードの裏面に、保護者(妊娠中の方)のお名前、子どものお名前、生年月日、お住まいの市町村名を記入してください。

特典カードは、記入された子どもとその家族に限って利用できます。第三者への貸与や譲渡はできません。また、利用者のお名前が記入されていない場合は、協賛店舗からサービスが受けられないことがあります。



保護者(妊娠中の方)の氏名		特典カードの利用について	
子どもの氏名	生年月日	★このカードの使用は、署名された妊娠中の方もしくは小学生までのお子さんがいる世帯に限ります。	
		★お子さんが小学校を卒業した場合は、署名欄を抹消してください。	
		★このカードを使用する場合は、事前にレジ、フロント、受付などに提示してください。	
		★カードの利用にあたって、おさんの年齢などを確認させていただく場合があります。	
		★道外で利用する際には、サービス対象世帯や利用条件などが異なり、利用できない場合がありますので、事前に協賛店舗に確認してください。	
市町村名		★このカードは、第三者に貸与、譲渡できません。	
有効期限：平成32年3月末			

協賛店舗の特典サービスについて

○どうやって利用するの？

協賛店舗には、協賛ステッカーが掲示されています。
協賛店舗からサービスを受ける場合は、買い物や飲食などの前にカードを提示し、サービス内容を確認してください。

<特典サービスの例>

- 商店・飲食店での割引きなど
 - 商品の値引きや一定金額以上購入した場合の付加サービス
 - 対象世帯の子どもに対するソフトドリンクの無料サービス など
- 施設などでの割引きなど
 - 利用料金の値引き、子ども向けプレゼント など



★どさんこ・子育て特典カードのサービスは、子育て家庭を応援しようという協賛店舗のご厚意により提供されています。協賛店舗のサービス内容は、北海道のホームページをご覧ください。



北海道 結婚・妊娠・出産・育児
総合ポータルサイト HAGUKUMU(ハグクム)
どさんこ・子育て特典制度について掲載しています！

問い合わせ

北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課少子化対策グループ
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話：011-231-4111(内線25-763・764) FAX:011-232-4240
E-mail：hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp